

安全保障と学術：学術フォーラムにおける議論を踏まえての意見

平成29年2月6日

岡 眞

すでに出した中間とりまとめ案への意見と重複するところがありますが、学術フォーラムを経て、さらに論点が明確になっていると思うので、最終とりまとめへ向けて、以下の意見を述べます。

○ 対象となる科学者について

軍事的安全保障に関わる研究を大学で行わないとすることに関して、「国を守るために必要な装備開発を誰がするのか」「大学が拒否するのは無責任ではないか」という議論が小松委員等から出されました。また、これまでの議論でも、日本学術会議が「軍事目的のための科学研究を行わない」とした決議によって拘束される「科学者」とはどの範囲か、という議論が何度かありました。防衛省で装備開発にあたる者はもちろん、企業で業務命令としてこれを行う者に適用するのはどうか、というのは当然の疑問であると思います。

私は、日本学術会議が科学者の代表としての役割を担うとする場合の「科学者」は日本学術会議の設立理念を科学研究の本質的な価値とする者でなければならないと思います。中でも、憲法で保証されている「学問の自由」を最重要な規範として尊重し、自主的に研究テーマを選ぶことができる研究者、およびそのような研究者が主なメンバーとして運営されている学会等の研究者が学術会議を代表していると考えるのが妥当と考えます。自由に研究テーマを選べるからこそ、自分の研究のあり方とその成果の使われ方への意識を持ち、自己規律、規範の必要性を認識します。独立した科学者コミュニティとしての日本学術会議を設立し、科学者が過去の戦争に加担したことへの痛切な反省を行ったのも、まさにそのような科学者達であったわけです。

現状で、そのような研究者の大半は大学および公的な研究機関に属しています。したがって、今回、安全保障研究と学術の関係を議論する際には、大学および公的研究機関に属する研究者および機関そのものを対象とするのが妥当と考えます。

○ 日本学術会議の過去の声明の堅持について

上記を踏まえて、日本学術会議が過去に発出した声明はこれを堅持すべきであると考えます。すなわち、科学者が戦前、戦中に率先して軍事研究を行ったことに対する反省にたって出された声明は、科学者が自分の研究とその成果について持つべき責任について日本学術会議の基本的な姿勢を表明したもので、現在にいたるまでその意義は不変です。日本学術会議に関わる研究者、

とりわけ大学や公的研究機関において研究に従事する研究者は、この声明を尊重すべきであると思います。過去の声明から現在までに、日本が置かれた安全保障に関わる情勢の変化に対応すべきであるとの意見もありますが、過去と同じ過ちを犯さないという理念と覚悟には普遍的価値があります。

○ デュアルユースの危険性と成果の公開について

最新の科学技術は程度の差こそあれ、何らかの意味でデュアルユース問題にさらされていて、「大学が民生技術研究だけをしているつもり」でも、多くの場合にスピノンが可能であること、そもそも軍事・民生の線引きが可能なのかが問題となっています。しかし、だからこそ、大学は民生技術研究を積極的に進めてその成果を最大限公開することを責務とすべきです。そうすることで、公開された先端技術にどのような安全保障上の価値があるか、あるいは悲惨な兵器開発につながる恐れはないかとの認識を、社会全体で正しく共有し、必要な規制や法整備、国際的な規制への合意を作っていくことができます。むしろ成果が公開されないことによって、技術の武器転用などの危険性はより高まると考えられます。

○ 大学の教育機関としての役割と軍事研究の問題点

学術フォーラムにおける発言にもありましたが、大学は研究だけではなく、将来の研究者・技術者・社会人の教育の場でもあります。大学の特殊性は、そのような環境に、軍事的安全保障研究をあらわに持ち込むことの全体に与える影響の強さを考えなくてはいけないところにあると思います。学生や若手研究者（PD など）は発展途上の研究者であり、研究のあらゆる側面でシニア研究者のガイドや激励を受けて一人前の研究者として成熟していきます。その過程に、軍事研究のような特殊な研究テーマを持ち込むことは、学生や若手研究者の将来を左右する重大な結果を招きかねません。

それだけでなく、基盤的研究費が減らされて、大学における研究が「すぐ役に立つ研究」に外部資金誘導されている昨今、健全な若手の育成を目的とする大学の教育研究活動がかなり歪められてきています。防衛省から大学へ直接研究資金を給付することによる大学における研究の歪みは、学生や若手研究者の将来に直結する問題として捉えなければならないと考えます。また、同様に留学生や外国人研究員が「他国の軍事技術開発」に関わることに對する戸惑いや反発についても十分に配慮すべきです。ステークホルダーである学生やその家族に対して、大学は受け入れる研究資金に関する説明責任を果たせるように主体的に取り組む必要があります。

そのためには最低限、それぞれの大学において、所属する研究者が外部研究資金を申請、受領する際のガイドラインを設けるとともに、安全保障技術などの案件に関しては、研究の実施状況や成果の公表について大学として透明性を確保する態勢を整える必要があると思います。